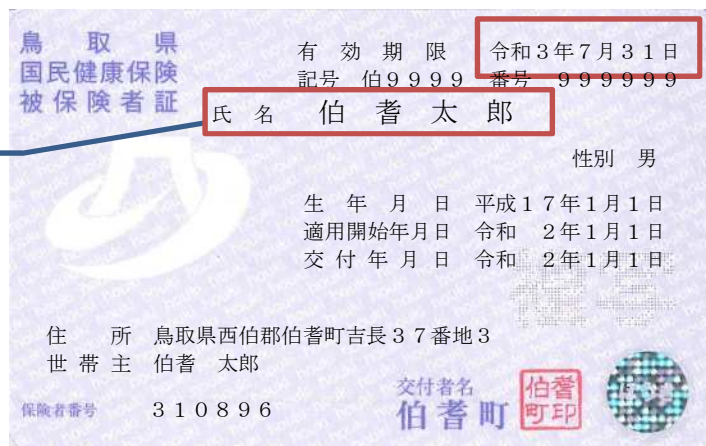


# 国保だより

発行  
 伯耆町役場  
 健康対策課 健康増進室  
 電話 0859-68-5536

## ◇国民健康保険 被保険者証の交付について（年度更新）

現在交付している国民健康保険被保険者証は、基本7月31日が有効期限です。  
 8月1日からの被保険者証については、7月中旬に簡易書留で郵送する予定です。  
 ※届いたら、保険証を確認してください。



家族分を送付しますので、複数入っている場合はご確認ください。

有効期限について、基本は令和4年7月31日となります。ただし、次に該当する方は期限が短くなっています。

- ・令和4年7月31日までに70歳になられる方  
 …… 70歳誕生日の属する月の月末（1日が誕生日の人は誕生日の前日）
- ・令和4年7月31日までに75歳になられる方 …… 75歳誕生日の前日

有効期限以降の被保険者証については、有効期限の前月に郵送する予定です。

※保険証が届かない場合、次のような事例がありますので、ご確認ください。

事例	対応方法
別宅（介護施設等）で生活している。	郵便局で「転居・転送サービス」をするなど、郵便が受け取れるように確認しておいてください。
他の健康保険へ加入している。または、他の健康保険を脱退した。	退職等により、社会保険等を脱退された方。もしくは、新たに就職して社会保険等へ加入した際は、国民健康保険への加入・脱退の手続きが必要です。 役場への手続きをお願いします。

保険証が届いていない。	<p>8月になっても被保険証が届かない場合、次の項目をご確認ください。</p> <p>1) 世帯主の名前で郵送し、ご家族の保険証も同封しています。</p> <p>2) 郵便局の簡易書留で郵送を予定しています。受け取りはサイン等を求められますので、ご家族のどなたかが受け取りをされているケースがあります。ご家族にもご確認ください。</p> <p>3) 不在の場合は、不在票がポスト等に入っています。不在票に記載されている連絡先に電話していただき、受け取りをお願いします。</p> <p>4) 不在票を投函されてから数日経過すると、役場へ返送されます。受け取りができなかった場合は、一度役場へご連絡ください。</p>
-------------	--

### ◇限度額適用・標準負担額減額認定証について

保険証の有効期限と同様、限度額適用・標準負担額減額認定証も更新時期となります。

事前に「限度額適用・標準負担額減額認定証」を発行して医療機関に提示することにより、医療費が高額になる場合において限度額までの支払いとすることができます。長期の入院をされる方や手術等医療費が高額になる場合は、あらかじめ役場で申請をしてください。

申請に必要なもの : 保険証、印鑑

※医療機関においては受診者全員に案内をされますが、発行しなくてもよい場合があります。役場窓口にてご確認ください。

### ◇国保の加入・脱退の届け出はお忘れなく

国保に加入するときや脱退するときは、14日以内に届け出をお願いします。特に、職場で社会保険に加入・脱退をされた場合、職場から役場には連絡がきませんので、必ずご本人からの届出が必要です。

《手続き内容》

	主な場面	手続きに必要なもの
国保に加入	・他の市町村から転入	印鑑、転出証明書
	・職場の健康保険を脱退	印鑑、職場の健康保険をやめた証明書（資格喪失証明書）等
	・職場の健康保険の被扶養者から脱退	
	・子どもが生まれた	印鑑、国保保険証、母子手帳
国保を脱退	・他の市町村へ転出	印鑑、国保保険証
	・職場の健康保険へ加入	印鑑、国保保険証、資格取得証明書または加入した健康保険の保険証
	・死亡した	印鑑、保険証

※詳しくは、本庁舎 住民課または分庁舎 分庁総合窓口課までお問い合わせください。